

## 質問回答書

令和6年4月25日

下記の業務に関する質問に回答します。

庄内支所 経済建設課

業務名 上堰改良工事測量設計業務委託

NO. 1

質問事項	回答
基礎工の形式見直しが必要となった場合、契約変更の対象となりますか。	地質調査の結果、見直しが必要となった場合は変更の対象となります。
基礎地盤の液化化検討は必要ないのでしょうか。また、必要な場合契約変更の対象となりますか。	地質調査の結果、検討が必要となった場合は変更の対象となります。
河川法上の河川工作物に該当するため、レベル2地震動の検討が必要となりますが、契約変更の対象となりますか。	関係省庁等との協議の結果、追加検討が必要となった場合は変更の対象となります。
管理技術者、照査技術者ともに、同種業務（頭首工に係る設計業務）の実績を有することとありますが、（堰に係る設計業務）と読み替えても差し支えないのでしょうか。	差し支えありません。
基準点測量及び水準測量の項目が計上されておりましたが、現場に既知点がなく作業が発生した場合、設計変更の対象になるとの認識でよかったですでしょうか。	現場既知点の状況及び関係省庁等との協議の結果、追加作業が必要となった場合は変更の対象となります。